

大船渡市医療的ケア児在宅レスパイト事業の実施について

1 趣旨

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアが不可欠な児童（以下「医療的ケア児」という。）を在宅で見守る家族は、仕事や家事・育児とともに、日常的な医療的ケアを行っており、心身ともに負担が大きい状況にあります。

当市では、当該家族への心身の負担を小休止（レスパイト）により軽減し、もってこどもの健やかな成長に資するため、訪問看護ステーションの看護師が家族に代わって医療的ケア児の見守りを行う、大船渡市医療的ケア児在宅レスパイト事業を実施します。

なお、本事業の実施は、県内14市の中で第1号となります。

※医療的ケア … 人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、経管栄養、導尿など

※医療的ケア児… 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアが不可欠な18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等に在籍する者



2 実施主体

大船渡市（市が訪問看護ステーションに委託）

3 対象者（利用者）

次に掲げる要件の全てに該当する医療的ケア児の家族

- (1) 大船渡市に居住し、かつ、大船渡市に住民登録があること。
- (2) 在宅で同居の家族による看護や介護を受けて生活していること。
- (3) 医師の訪問看護指示書により医療的ケアを必要としていること。
- (4) 医療保険制度の訪問看護により医療的ケアを受けていること。

4 利用が想定されるケース

- ・家族の体調不良のため、医療的ケア児の世話ができない場合
- ・家の用事や他のこどもの学校行事等で外出しなければならない場合 など

5 利用可能時間

四半期ごとに24時間まで（年間で96時間）

1日1回とし、1回の利用時間は1時間以上8時間以内（30分単位）

※四半期の途中から利用の場合は、利用開始月から当該四半期の末月までの残月数に8を乗じて得た時間とする。

6 利用者の負担

利用料は無料ですが、サービスの他に生じる交通費等については、利用者と訪問看護ステーションとの間で取り決めることとなります。

7 県内自治体の導入状況

住田町、矢巾町及び紫波町の3町で実施（令和6年度末時点）